

2010. 9. 13

(仮称)地域運営協議会  
設置等検討委員会

# 地方分権・地域主権改革とは ～“地域”の自治を進める前提として～

関東学院大学法学部 出石 稔

## ■憲法が保障する地方自治

### ○地方自治の本旨(憲92)

団体自治の原則	国等の介入を排除し、国と対等に行政を行うこと。
住民自治の原則	住民自らが政治に参加することによって、住民の意思を地方政治に反映させようとするもの。

⇒国や県に指図されず(団体自治)

自分たちのことは自分たちで決めて、実行する(住民自治)

### ○自治立法権・自治行政権・自治財政権(憲94)

⇒本来の自治の姿

…実際には、中央集権体制(機関委任事務・補助金)

## ■地方分権改革の推進

### ○第1次地方分権の実施(2000年4月・地方分権一括法)

- ・明治維新・戦後改革に次ぐ第三の自治制度の改革
- ・地方分権の意味(なぜ地方分権なのか)
  - 国と地方を対等協力関係へ(手段)
    - ⇒個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現(目的)
    - ⇒国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現(目標)

### ○改革のポイント

- 機関委任事務制度の廃止(自治体の事務化)・関与の縮減
- ⇒ 団体自治の強化・自治体の可能性の拡大
- 分権のベースキャンプ(未完の地方分権)
  - 第2・3ステージ・・・地域主権改革へ
- ・分権で与えられた団体自治→住民自治への昇華(真の自治)

# ■地方分権から「地域主権改革」へ

## ○新政権（民主党）の1丁目1番地の政策！

### \* 地域主権改革

日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

内閣府設置法改正案(4条1項3号の3)



主語:「国」⇒「自治体」

○市町村中心主義・・・都道府県から市町村への権限移譲

○条例制定権の拡充・・・自治立法権の強化(第1次分権＝行政権の強化)

※地域主権改革の取組は道半ば(結局、国主導⇒自治体にとっては所与)

# ■地方主権時代の自治体に求められるもの

## ○真の自己責任・自己決定の体制整備

- ・自治基本条例・・・自治体としての自立と自律
- ・議会基本条例・・・自治体意思決定機関の自立と自律
- ・市民参加・参画・協働・・・市民の自治の確立
- ・情報公開、行政運営の透明・公正化、行政評価、行財政改革（事業仕分け）etc.・・・適正な行政運営（自治体経営）  
⇒自治体発の取組（自治体全体）

## ○「狭域自治」の必要性

- ・身近な問題への対応・自己決定
- ・自助・共助・公助の連結
- ・新しい公共（公共領域の拡大・地域の行政の担い手）  
⇒まさに「住民自治」への取組・・・地域運営協議会の制度設計  
地域の決定権の構築が課題